

役員等報酬及び費用弁償規程

平成30年7月17日改正

(目的)

第1条 この規程は、定款第8条及び第22条の規定に基づき役員及び評議員等（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 役員とは、定款第15条第1項に規定する理事及び監事をいう。

2 報酬とは、報酬及び諸手当とする。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事が理事会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。

3 理事及び評議員が理事会または評議員会の同日に併せて法人業務を行った場合、第4条に規定する報酬は、これを支払わないものとする。

(理事及び評議員の勤務報酬等)

第4条 理事が理事会以外の日において、理事長等の命を受けて法人及び施設の運営のための業務を行った場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

2 評議員が評議員会以外の日において、理事長等の命を受けて法人及び施設の運営のための業務を行った場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

(常勤役員の執務規範及び報酬の額等)

第5条 役員のうち、継続かつ定期的に就業し法人を主たる勤務場所とする者を常勤役員とし、週平均3日以上業務にあたるものとする。

2 当法人の理事全体の報酬等の総額は、評議員会の決議を必要とし、その額は年間20,500,000円以内とする。

3 この法人の常勤役員の報酬月額は、第3条及び第4条の規定にかかわらず、別表3の月額報酬額を限度として、それぞれの、個人の役割、職務内容を総合的に勘案・評価して理事会で決定する。

4 常勤役員の諸手当は、給与規程第15条に規定する通勤手当とし、その額は、同規程別表4に定めるところとする。

5 本条に規定する報酬の支払日については、給与規程に定める職員の例による。

(監事の報酬等)

第6条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。

2 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

3 監事が理事会または評議員会の同日に併せて前項の業務を行った場合は、前項の規定

にかかわらずこれを支払わないものとする。

(評議員選任・解任委員の報酬等)

第7条 評議員選任・解任委員が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。

- 2 評議員選任・解任委員が理事会及び評議員会以外の日において、評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表2により報酬を支払うことができる。
- 3 評議員選任・解任委員が理事会または評議員会の同日に併せて評議員選任・解任委員会に出席したときは、前項の規定にかかわらずこれを支払わないものとする。

(苦情解決第三者委員の報酬等)

第8条 苦情解決第三者委員が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。

- 2 苦情解決第三者委員が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設に係る苦情対応の業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。
- 3 苦情解決第三者委員が理事会または評議員会の同日に併せて苦情解決第三者委員の業務を行った場合は、前項の規定にかかわらずこれを支払わないものとする。

(その他の委員の報酬等)

第9条 入居者選考委員会、運営推進会議及び理事長が招集した会議等に出席した外部委員が会議に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。

(費用弁償)

第10条 役員等が、理事会または評議員会等の出席もしくは法人業務のために出張する場合は、旅費規程の定めるところにより旅費等を支給することができる。

- 2 旅費は、実情を考慮して増額することができる。
- 3 業務遂行に必要な経費については、原則として実費を支給できる。
- 4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(兼務理事)

第11条 施設長等法人の職員を兼務する理事の報酬は、給与規程、給与規程細則及び定年後再雇用職員給与規程に定める職員給与として支払うものとし、本規程を適用しない。

(規程の改廃)

第12条 本規程の改廃は、評議員会の議決を経なければならない。

附 則

- 1 この規程は、平成27年11月9日から施行する。
- 2 この規程の施行に伴い、役員報酬規程(平成22年5月25日施行)は、廃止する。
- 3 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年7月17日から施行する。